

2019年度町田市教育委員会

第1回定例会会議録

1、開催日 2019年4月10日

2、開催場所 第三、第四、第五会議室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一  
委 員 後 藤 良 秀  
委 員 森 山 賢 一  
委 員 八 並 清 子  
委 員 坂 上 圭 子

4、署名者 教育長

\_\_\_\_\_  
委 員

5、出席事務局職員 学校教育部長 北 澤 英 明  
生涯学習部長 中 村 哲 也  
教育総務課長 田 中 隆 志  
教育総務課担当課長 是 安 智 彦  
教育総務課担当課長 谷 勇 児  
(学校運営支援担当)  
施設課長 浅 沼 猛 夫  
施設課学校用務担当課長 小 宮 寛 幸  
学務課長 峰 岸 学  
学務課担当課長 中 溝 智 章  
保健給食課長 有 田 宏 治  
保健給食課担当課長 武 藤 正 道  
指導室長 金 木 圭 一  
(兼) 指導課長  
指導課担当課長 野 田 留 美

指導課統括指導主事	宇野賢悟
教育センター所長	林啓
教育センター統括指導主事	辻和夫
生涯学習部次長	佐藤浩子
(兼)生涯学習総務課長	
生涯学習総務課担当課長	貴志高陽
(兼)文化財係長	
生涯学習センター長	塩田一人
図書館長	近藤裕一
図書館市民文学館担当課長	中嶋真
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	江波戸恵子
図書館担当課長	竹川裕之
書記	大河内和歌子
書記	中野亮介
書記	瓜田円
速記士	帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案、臨時代理報告及び結果

議案第1号	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則について	原案可決
議案第2号	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第3号	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	原案可決
議案第4号	町田市いじめ防止基本方針の改訂について	原案可決
議案第5号	町田市立中学校における部活動の方針について	原案可決
臨時代理報告第1号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告について	承認

7、傍聴者数 5 名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第 1 回定例会を開会いたします。

日程の一部変更をお願いいたします。日程第 3 の臨時代理報告第 1 号は、非公開案件ですので、日程第 4 の報告事項終了後に一旦休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますと思います。

なお、本日の日程に入る前に、皆様ご承知のとおり、2019 年 3 月 31 日をもって、佐藤昇委員が任期満了により教育委員を退任されまして、4 月 1 日から後藤良秀委員が新たに教育委員に就任されました。本日が後藤委員にとって初めての教育委員会定例会でございますので、後藤委員のほうからご挨拶をいただきたいと思ひます。

○後藤委員 後藤でございます。このたび教育委員に就任いたしまして、町田市の教育行政に参画する機会をいただきました。大変身に余る光栄とともに大きな責任を感じているところでございます。教育長や教育委員の皆さんのご指導をいただきながら、町田市の教育行政の発展のために全力で取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。後藤委員にはこれからどうぞよろしくお願いいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 13 条第 2 項の規定によりまして、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」こととされております。教育長職務代理者の指名につきましては、私から後藤委員を指名し、お願いいたしましたので、ご報告をさせていただきます。後藤委員には、私に万一のときにはどうぞよろしくお願いいたします。

また、就任されて早速ではありますが、本日の署名委員は後藤委員をお願いいたします。

それでは日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私のほうから1点ご報告をさせていただきます。

3月2日（土）でございますが、他の模範となるような行いをした児童・生徒、あるいは芸術、文化、スポーツ等の分野で活躍し、優秀な成績をおさめた児童・生徒を対象にいたしまして、教育委員の皆様にもご出席をいただきましたが、児童生徒表彰式を開催いたしました。

本年度の受賞者の内訳は、有益な発明、工夫考案したものが8件、人命救助や伝統文化の継承活動が13件、スポーツ関係では38件、文化関係では12件、合計いたしますと、個人で64名、団体で7団体を表彰いたしました。

このことに関連して、4月7日（日）に開催されました町田市少年少女発明クラブの第15期開校式におきまして、発明クラブの会長から、町田市の発明クラブは、これまで東京都はもちろんのこと、全国大会でも多くの小・中学生が受賞を重ねているが、保護者の皆様から、地元の教育委員会から表彰されたこと、通っている学校から認められたことが一番うれしかったという感謝の聲が寄せられていると伺いました。

また、3月9日（土）に開催されました第9回スポーツアワードにおきましても、モーグルの部門で見事にグランプリを受賞した金井中学校出身の富高日向子さんとか、サッカーでベストホープ賞を受賞した南中学校3年生のなでしこジャパンの根府桃子さんからも、同様のお話を伺いました。こういうことから、毎年開催している児童・生徒表彰が子どもたちの大きな励みになっていて、1人1人の子どもたちの自己肯定感を育てていることを改めて実感いたしました。

今後も、ふだん目立たない子どもたちの地道な活動、善行も含めまして、他の模範となるような地元町田市の子どもたちの活動を、内外に広く紹介してまいりたいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

次に、両部長から何かありましたらお願いします。

○**学校教育部長** 私から、2019年第1回町田市議会定例会の学校教育部所管分についてご報告させていただきます。

第1回定例会は、2月中に補正予算の表決、施政方針、議案の提案理由説明があり、3

月7日には本会議で代表質疑、個人質疑、そして3月12日に文教社会常任委員会が開催されました。常任委員会では請願、条例改正、2019年度当初予算、行政報告について、それぞれご審議いただきました。

初めに、請願についてでございますが、中学校給食運用改善に関する請願で、請願者の意見陳述では、本来であれば自校方式、最低でもセンター方式での中学校給食が望ましいと考えるが、市の財政状況、アレルギー種の多様化、教職員の負担等を考慮すると、現在の選択制の給食もありだと理解している。中学生自身が親に頼んで給食にしてもらいたくなるような町田市の中学校給食を目指しての請願ということでございます。

請願の内容は主に4項目で、1つ目は、給食制度の見直し検討と試行運用に関して、中学校給食を基本とするものとして、給食を希望しない方が辞退する扱いにしてほしい。そして、全員給食を市費負担、つまり無料で1週間実施し、実施後にアンケートをとってほしいというものでございました。

2つ目は、入学説明会では、淡々と給食について説明し、積極的に給食を利用するような説明がなされていない。このため、保健給食課または調理業者に給食の説明をしてもらいたいというものです。

3つ目は、生活保護や就学援助を受けている方は、給食を食べた実費分を、後日、市から支払われているが、立てかえ払いをしなくても注文できるようにしてほしいというものです。

4つ目は、方式は問わないが、温かい給食を提供できるように検討してほしいというものでした。

市の回答は、1つ目につきましては、現在行っている選択制の趣旨からも、全員に強制することは考えていない。無料の試食会については、現在小学校で行っている試食会も、食材費は負担してもらっていること、また、アレルギー食に対応しておらず、全員同じ食事を提供することができないため、無償での提供は難しいとお答えいたしました。

2つ目、市の職員が学校に出向いて給食の説明をすることについては、できるかどうか検討していくと答えております。

3つ目につきましては、生活保護費や就学援助は、支払った給食費に対して、実費分を支給する制度であること、前払い方式は、未納や支払い漏れを防ぐ制度であり、立てかえ払いは現在考えていない。給食費の支払いの単位を少額に設定することや、クレジット支払いなど、支払い時の負担軽減策については検討していくと答えました。

4つ目については、食中毒予防のため、副菜は冷やして提供している。主菜の保温については、全校導入に向けて準備を進めていると答えております。

最後に、請願の願意の実現性について、全ての項目の願意に沿うことはできないと考えている。しかし、町田市学校給食問題協議会にて、中学校給食の協議を開始したところなので、同協議会における協議内容も確認しながら、中学校給食をより利用しやすくするため、引き続き課題の改善に向けた取り組みを進めますと述べました。

この後、委員から、教育委員会に対する質問があり、文教社会常任委員会では、賛成多数で請願は採択され、3月28日に行われた本会議においても賛成多数で採択されました。

条例改正は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例、町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の2件で、いずれも可決されました。

行政報告は、町田市給食問題協議会への諮問について、町田市教育プラン 2019—2023の策定、町田市立小・中学校における働き方改革プラン、そして損害賠償請求事件の4件でございました。

このうち、損害賠償請求事件は、市立の小学校に在籍していた原告が、当時1年生であった2015年5月ごろから、同じクラスの児童によるいじめを受けたことにより不登校となり、また急性ストレス反応を発症したと主張し、加害児童の両親と市に対して損害賠償を請求したものでございます。今年1月30日に判決が言い渡され、原告の町田市に対する請求は棄却されたことを報告いたしました。

次に、一般質問は、3月15日から3月22日までの5日間行われ、学校教育部は13人の議員から質問がございました。

その内容は、就学援助制度について、小・中学校の児童・生徒へのスマートフォン、携帯電話の取り扱いについて、これは学校への持ち込みについてということでございます。小・中学校でのスマートフォン保健教育について、小・中学校への災害対応自動販売機の導入について、子どもの体力向上について、インフルエンザ対策について、陰山メソッドについて、漢字の書き方や計算の順番等について、小学校給食の食器洗浄における石けん使用は続くのか、中学校全員給食の実施を求めて、中学校の武道場等へのエアコン整備をすべきかどうか、特別支援学校・特別支援学級への通学における移動支援について、部活指導員について、「えいごのまちだ」授業とあるが、平仮名で表記すると、英語がうまくなるのか、小・中学校における国旗の掲揚について、学校の性教育について、東京2020オリンピック・パラリンピック・レガシープランについて、それぞれ質問がございました。

長くなりましたが、報告は以上となります。

○生涯学習部長 私からは、第1回定例会の生涯学習部所管分の案件につきましてご報告いたします。

まず、3月13日に行われました文教社会常任委員会では、2019年度当初予算と行政報告4件を行いました。

予算に関して出された主な質問ですが、「えいごのまちだ」に関連して、外国語の図書の購入について、デジタルミュージアムの内容や、考古・歴史・民俗資料の移管及び活用についてなどでした。

次に、行政報告は、次の4点について行いました。1点目は、生涯学習推進計画の策定について、2点目は、「図書館のあり方見直し方針」の策定について、3点目は、「文学館のあり方見直し方針」の策定について、4点目は、町田市立図書館と大和市立図書館の相互利用協定について、以上の報告をした後、図書館のあり方見直しについてのみ質問がありました。

主な質問は、生涯学習審議会でどんな意見があったのか、請願が採択されたのに集約するという方針になるのか、URの建てかえが延びた場合どうなるのかなどでした。

常任委員会については以上です。

次に、3月15日から22日にかけて行われた本会議の一般質問についてご報告いたします。

一般質問におきましては、4名の議員から通告がございました。

1件目は、図書館のあり方についての質問でした。図書館が本を読んだり借りたりする場所というだけでなく、居場所としての図書館という観点からの質問や、「えいごのまちだ」を支援するために、視聴覚資料の収集についてどのように考えるかという質問でした。

2件目は、通称鎌倉古道についての質問でした。前回、12月議会に引き続いての質問で、史跡登録とは別の保存活用の可能性や、文化財として以外に観光への寄与という活用法は考えられないかという趣旨の質問でした。

3件目は、図書館のあり方見直し方針についての質問でした。本年2月に策定したあり方見直し方針に反対し、鶴川図書館などを残すべきという立場からの質問でした。

4件目は、図書館に勤務する職員が、他の部署と比べて長期間勤務している割合が高いので、是正すべきという立場からの質問でした。

生涯学習部からのご報告は以上でございます。

○教育長 次に、各委員のほうからご報告をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。

○八並委員 私からは、2点報告と感想を述べたいと思います。

先ほど教育長からお話でしたが、私も3月2日、教育委員会児童生徒表彰式に出席いたしました。この表彰式では、代表者によるインタビューがあり、各自の努力や創意工夫がそれぞれ述べられ、その熱意や情熱に大変感激いたしました。教育長の話にもありましたように、学習の場以外での活躍も認められることにより、各自が今後の活動に自信を持って取り組み、その学校または地域の模範になってほしいと思っております。

また、昨日出席いたしました中学校の入学式では、児童生徒表彰式で表彰された生徒が、生徒代表として在校生歓迎の言葉を述べておりました。新入生に対し、自分の意見が言える人になってほしい、挑戦をして未来を明るくしていこうとエールを送っておりました。その立派な態度に感動したとともに、このように表彰された生徒のその後の活躍を目にすることができて大変うれしく思いました。

また、3月19日には中学校の卒業式、22日には小学校の卒業式、また4月8日には小学校の入学式、9日には中学校の入学式に出席してまいりましたが、義務教育の最初の出発とゴールを見せていただきました。9年間の義務教育の中で、子どもたちは本当に大きく成長しているのだなということを感じております。

毎年出席させていただいております小学校の入学式では、どの学校においても新2年生の発表がございます。1年間でこんなにも大きく成長するのかと思いを新たにするときでございます。また卒業式、入学式に出席しますと、改めてその学校の校歌や校章に着目することができます。その中には開校時の思い、地域の皆さんの思いに触れることができます。市内には創立100周年を超えるような学校から、創立8年目の学校までございますが、年度初めに際し、それぞれの学校の始まりに思いをはせ、現在の課題を乗り越えながら、新しい歴史を刻んでほしいと願っております。

私からは以上です。

○坂上委員 私からは、1点ご報告させていただきます。

今年も市内小・中学校の卒業式、入学式に出席してまいりました。卒業式では、卒業していく児童・生徒たちの姿勢はととてもすばらしく、それぞれ中学校3年間、小学校6年間の学業を終え、新たな旅立ちに夢と希望を思い描いているように思えました。こうして卒業していく子どもたちの成長した姿を見送る先生方の喜びもひとしおのことと思います。

しかしながら、近年、小学校の卒業式において、女子児童のはかま姿が年々ふえ、今回、

私が出席した卒業式でも、約半数の女子がはかま姿で出席しておりました。私の息子も6年前に小学校を卒業しましたが、当時はたしか1人ないし2人ぐらいしかいなかった記憶があります。一生に一度の小学校卒業式ですから、華やかな衣装を着せてあげたい保護者の気持ちもわかりますが、不必要に華美になっていく傾向に何らかの対策を考え、いま一度本来の卒業式の意味を認識しなくてはならないのではないかと感じました。

また、実際問題として、日ごろ和服を着なれない児童が、トイレに行けず困ったり、壇上の上がり降りにつまずき、危ない場面があったりしたということもあるそうです。確かに私も今回、着物の裾を踏まないか、ハラハラしながら見ておりました。また、自分もはかまを着たいと思っけていても、さまざまな理由で着られない児童もおります。個人の願望を優先し、そういう児童への配慮が欠けてしまう点においても、はかまでの小学校卒業式出席は見直さなくてはならないかと思ひます。

卒業式は卒業していく全ての子どもたちにとって一生の思い出になる大事な日です。その大事な日が服装のことで悲しい思い出になってほしくありません。実際、小学校側からも問題視している声も聞いております。来年の卒業式は、教育委員会側からも何かしらの手だてを打ち、いま一度卒業式本来の意味を保護者に再認識してもらい、華美になる傾向を少しでも抑えてもらいたいと思ひます。

その他の活動はお手元の活動報告書のとおりです。

私からは以上です。

**○森山委員** 私は、3月19日、中学校の卒業式で、鶴川中学校に行つてまいりました。また、22日（金）、小学校の卒業式では、成瀬中央小学校にお伺いいたしました。先ほどの各委員のお話にもありましたが、子どもたちはしっかりと卒業式を迎えたなということを感じたところでございます。

特に中学校につきましては、町田の9年間の義務教育を修了して巣立っていく年で、非常に感慨深いものがありましたし、校長先生のご挨拶の中にもそのようなことをお示ししておりました。

卒業生もさることながら、送り出す在校生についても、大きく関心を持って見ておりました。5年生がしっかりと対応する。中学校の場合は、在校生の2年生がしっかりと卒業式に対しての対応をする。自分たちも主役を盛り上げる。そういう準備からいろいろ対応して、まさに学校全体で行うということが見てとれました。

また、4月になりまして、小学校の入学式については、4月8日に南つくし野小学校に

行ってまいりました。翌日の9日（火）は薬師中学校の入学式に出席をさせていただきました。今度は新入生を迎える側でございますが、先ほど八並委員のお話もありましたけれども、在校生が新入生を迎えるために、小学校2年生がしっかりと1年生に対応する。この1年間の成長の過程は非常に大きいなと感じました。

保護者の方々も非常にたくさん見えておられましたが、この1年の学校教育の大きな成果を私も見ることができましたし、加えて小学校の場合は、1年生は先生を1名多くしてご指導いただくことが定着しており、保護者の方もそのことを非常にいいと口々にお話をいただいていたような光景も見られました。

中学校の入学式につきましては、昨日、薬師中学校にお伺いしたのですが、いろいろな市あるいは区では、中学校の入学式もいろいろな課題があるというお話も伺っているのですけれども、私語1つなく、在校生もしっかりと取り組んでいて、非常に厳粛な中で、役割をきちんと担う在校生の動きを見まして、感心いたしました。

以上です。

○後藤委員 私からは、感想が中心になりますが、4月1日から教職員、子どもたち、そういう教育に携わったり教育を受けたりする皆さんの様子を見て感じたことを少しお話させていただきます。

校長が新しくなって、その校長が着任する姿を見たときに、立場と職責を感じながら学校を運営していくというりりしくもきちんとした姿を本当に感じました。その校長を支え、各学校が運営を含め、うまく運営していける、そして子どもたちを育てる学校にするために、教育委員としてどうあるべきかという視点でも私は考えさせられました。

また、新しく教員になったかなりの人数、100人を超す新規採用者が希望に満ちた目で、しっかりと学校教育に入っていく誓いを立てている姿から、この人材をどういうふう育てていくか、子どもたちを直接指導していく力をどう形成していくかということも、私も教育委員がよく知り、その学校をよく支えていくような立場なのだということも感じました。

小・中学校の入学式では、かわいくも成長した姿に喜びを感じる保護者の目、そして期待する地域の目を見ると、保護者、地域の期待をどう具現化していくかということも感じました。りりしい中学校の標準服に包まれて入学してきて、ついこの間、私も校長だったときに卒業させた子どもたちの姿と重なりますが、期待に満ちあふれた姿を見たときに、その責任を感じました。

伝承と創造という教育の大きな役割をどのように果たしていくか、そしてそれが町田の教育で選ばれるまちだということに通じていくのかということを考えながら、そのような会に参加させていただいて、感想を持ちました。ただ、町田の教育というのは確実に質が高まっているというふうに、私は自負も含め感じております。

町田市の教育を担うということの決意を込めて、少し説明させていただきました。ありがとうございました。

○教育長 ただいまの皆様のそれぞれの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

先ほど坂上委員から卒業式での服装についてご意見がありましたけれども、確かに女子児童のはかま姿が大変多くなってきているなと思いました。

もう1つは、担任の先生方、男女を問わず、和服が多いなというか、女性の担任の先生のはかま姿も大変多いなと感じているところです。

本件につきましては、事務局のほうで少し調査等を行いまして、別の場でご報告させていただいて、協議するような場を設けたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

そのほか何かよろしいですか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第1号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第1号「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例第8条の規定に基づき、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の運営に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、中段の要旨でございます。町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の招集の通知、庶務その他必要な事項を定めております。

もう1枚おめくりいただきまして、運営規則でございます。第1条が趣旨、第2条が招集の通知、第3条が庶務、第4条が委任でございます。

この規則は平成31年8月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第2号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○学校教育部長 議案第2号「町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の設置に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則、2「改正内容」、(1)町田市立学校適正規模・適正配置等審議会に関する規定を加えるものでございます。(2)として、その他文言の整理を行います。

もう1枚おめくりいただきますと、改正前、改正後を記載しております。改正後では、別表第2において、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を新たに記載しております。その他、文言整理を行っております。

なお、この規則は平成31年8月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。

○八並委員 先ほどの1号議案でもそうでしたが、この規則について施行するのは平成31年8月1日からと記載されております。5月1日から令和となりますが、この記載についてはどうなのでしょう。

○教育総務課長 例規における元号の記載については、令和が施行される前については平成で記載させていただきます。その後については令和となります。また、令和が施行された後に、その前の規定について改めて変更することは行わないということになっております。

す。

○教育長 5月1日以降から変えるということでご理解いただければと思います。

そのほか何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて、議案第3号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 議案第3号「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

本件は、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例第4条第1項に基づき、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員として4名を委嘱するものでございます。

任期は2021年4月30日まででございます。

1枚おめくりいただきますと、委員の名簿でございます。4人の委員は左の選出区分からそれぞれ1人ずつ委嘱し、法律分野の羽根委員につきましては新任でございます。

委嘱は2019年5月1日付で行います。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○八並委員 いじめ問題対策委員会はどのような役割をする委員会であるのかということと、4名委嘱されますが、人数につきましてはこのようなものなのでしょうか。

○指導室長(兼)指導課長 いじめ問題対策委員会の役割と委員の構成についてということでございます。

町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例におきまして、第3条に所掌事務として定めております。役割としましては、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等、これは未然防止、また早期発見及びいじめへの対処でございます

が、この対策の推進について調査審議し、答申するということ、また、この対策委員会はいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができるとなっております。また、この対策委員会で法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には調査を行い、その結果を教育委員会に報告するといったことが役割として定められております。

また、人数につきましては、今回第4条第1項に基づき、委員の新任または再任ということで4名を挙げておりますが、学識経験を有する者、また法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織することになっております。今回4名ということですが、条例では5人以内となっております。

以上でございます。

○**教育長** そのほか何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第4号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第4号「町田市いじめ防止基本方針の改訂について」、ご説明いたします。

本件は、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」の改訂や、「いじめ総合対策【第2次】（東京都教育委員会）」の策定を踏まえ、町田市いじめ防止基本方針を改訂するものでございます。

次のページをお開きいただければと思います。町田市いじめ防止基本方針の新旧対照表がございまして、この対照表に基づき、主な改訂の箇所につきましては、本編を活用しながらご説明いたします。本編をごらんいただければと思います。

初めに、2ページの(1)「いじめの定義」や、4ページの一番下の「スクールカウンセラー」の欄の変更は、法律や文部科学省の通知に合わせたものでございます。

次に、5ページ、「基本方針3」にありますスクールロイヤーについてですが、新規事業としてこれを加筆し、町田JUKUを削除いたしました。町田JUKUにつきましては、

問題行動への対応ではなく、不登校児童・生徒に対する個別指導へと事業内容を変更したためでございます。

次に、6ページの下段、町田市いじめ問題調査委員会の役割についてでございますが、従前の文章がわかりづらいということがございましたので、文言等を整理したものでございます。内容については変更がございません。

次に、8ページから9ページの「重大事態の対応」については、これまでは10ページにあるような図で示しておりましたが、2017年3月に文部科学省が策定しましたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、新たに（1）の重大事態や（2）の発生時の対応、9ページ、（3）の再調査及び措置について記載いたしました。

次に、11ページ以降になりますが、これまではいじめられている側やいじている側のサイン例など、チェックリストのような形式での記載が多くありましたが、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」の改訂や、「いじめ総合対策【第2次】（東京都教育委員会）」に合わせて整理いたしました。

また、13ページには、毎月実施しております「心のアンケート」を記載したところでございます。

16ページには、いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの解消について新たに記載させていただきました。

本件につきましては、ご承認いただきました後、町田市立小・中学校の全教員に配布するとともに、市のホームページで公開してまいります。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○後藤委員 本編の13ページにあります「心のアンケート」は新しく掲載されたと思われるのですが、現在学校でこれを活用して、常に子どもたちの状況を確認し、いじめの発生とか人間関係などを捉えているのが実情だと思います。ただ、これは数年間というか、ずっととっておくことに限りまして、この中に記録などをとるとか、「心のアンケート」を、教職員、校長を初め学校側として、その子の対応をきちんと捉えているというような足跡を確実に残すことが重要だと思います。

過去にいろいろなテレビ等でも、アンケート調査を見たときに、書いていたけれども見

過ごしていたとか、そういうようなことが問題になっているように、確実に1つ1つの「心のアンケート」を大切に、アンケートから出る、あるいは訴えるいじめ、また、それにかかわるような状況を教職員は適切に捉えているんだということを残しておいていただきたいし、そのようなご指導を教育委員会事務局より各学校にさせていただきたいと考えました。

以上です。

**○坂上委員** 今回「心のアンケート」をここに記載していただいて、今まで子どもたちから「心のアンケート」というのをとっていることは知っていたのですが、実際どういう内容だったのかというのは保護者のほうからわからなかったので、「心のアンケート」の内容が見られてよかったと思います。何か気づいたときには、ぜひ保護者も交えて、状況の把握と認識を共有して、保護者にもわかるように「心のアンケート」をぜひ活用していただきたいと思いました。

**○八並委員** いじめ防止基本方針についてですが、ふだん私たちは、いじめに対応する教育委員会の問題などが多く報道されているのを目にしておりますが、町田市を見てみると、どの学校も教育委員会もいじめの事案に非常に丁寧に向き合っているなということを感じております。ぜひこの基本方針に基づいてしっかりと確実に対応していただけることを願っております。

**○指導室長（兼）指導課長** 今3名の委員からお話をいただきました。まず「心のアンケート」につきましては、何かあったときに、ここが子どもたちのメッセージ発信といったところでのよりどころになる1つでございます。後藤委員からいただきましたように、どのような把握をしたのか、そして、どのような指導をしたのか、そのあたりをきちっと残していく。また「心のアンケート」によって発見されたいじめについては、教育委員会に報告していただくことになっておりますので、そのあたりも継続して対応に当たっていきたいと考えております。

また、いじめについては積極的認知が必要であると考えております。いじめの疑いがあるという段階から組織的に対応していくことが大事になりますので、子どもたちの声を見逃すことなく、心の変容を見逃すことなく対応できるよう、この基本方針をもとに各学校に指導し、町田市のいじめ防止を進めていきたいと考えております。

**○森山委員** 今、指導室長のお話で非常によくわかりました。

1点だけ、町田市いじめ防止基本方針で使う言葉のことなんですが、文部科学省の通知

等には「児童・生徒」という言葉を使っているわけですね。法律では、ここにちゃんと注釈をしていただいておりますが、「児童等」として、これが在籍する児童または生徒を指すということで示されております。一般的な場合は、「子ども」ということを使っているわけですね。

このあたりのところの使い分けは、これを参考にする場合に非常に重要なところだとも思います。町田市のいじめ防止基本方針では、使い分けをきちんと明確にさせていただくことが、これを見るほうとしては大事ではないかなと思います。その点をまた精査していただければありがたいと思います。

以上です。

○教育長 ただいまの森山委員の意見で、私からも質問なんですが、これはいじめ防止対策推進法の定義の文言を適用してつくられているのでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 本編2ページの「いじめの定義」につきましては、法に基づいて定義を記載したということでございます。

一方、教員、保護者の方から見ていただくということを踏まえますと、それぞれの見方の中で、「児童・生徒」と言うほうが保護者にとっていいかといったときに、「子ども」のほうが保護者は受け入れやすいのではないかといったところから文言を使っているという状況でございます。

今お話しいただいたように、例えば14ページにあります「いじめに『気付く』子どものサイン・変化チェックリスト」ということで、ここは「子ども」という言葉を使っております。ホームページでも公開してまいりますので、ここは教員、保護者の方々、地域の方々に見ていただくといった観点から、子どもという言葉を使っております。いただいたご意見につきましては、いま一度考えていきたいと思いますが、今、見る方を意識してこのような使い方をしているという状況でございます。

○教育長 そのほか何かご質問等ありましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて、議案第5号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し

上げます。

○学校教育部長 議案第5号「町田市立中学校における部活動の方針について」、ご説明いたします。

本件は、部活動の在り方に関する国のガイドライン及び東京都の方針に基づき、本市においても部活動の方針を策定し、部活動を通して生徒の健全育成とともに教員の働き方改革の推進を図るものでございます。

本方針の策定に当たりましては、中学校の校長3名と、教育委員会事務局で委員会を構成し、検討してまいりました。

それでは、方針の1ページをお開きください。

本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、運動部活動、文化部活動の意義や生徒の自主的・自発的な参加、学校教育の一環であること、学校全体の体制構築などを重視し、地域、学校、分野等に応じた、多様な形で最適に部活動が実施されることを目指しております。

1ページ中段からの1「適切な運営のための体制整備」では、部活動の方針の策定や指導・運営に係る体制の構築を校長や教育委員会がすべき観点から記載しております。

次に、4ページの3「適切な休養日等の設定」をご覧ください。四角枠で囲んでいますように、休養日として、学期中は、週当たり平日1日、週休日1日の、2日は休養日として設定することや、長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設けることなどを記載しております。特に8月10日から15日までの学校閉庁日につきましては、休養日とすることを明記しております。また、1日の活動時間においても記載しております。

5ページの4(1)のアには、町田市の中学校の体力調査の状況を踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の検討についても記載しております。また、ウには、現在も複数の学校で実施しておりますが、合同部活動等の取り扱いについても記載しております。

さらに、(2)「地域との連携等」で、学校や地域の実態に応じて、地域スポーツクラブ等との連携について検討することや、学校と地域が協働・融合した形での地域における活動環境の整備についても記載しております。

6ページの5では、学校単位で参加する大会数の上限の目安を示しております。

本件につきましては、ご承認いただきました後、町田市立中学校に配布するとともに、

ホームページで公開していく予定でございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は7件ございます。

それでは、報告事項(1)について、担当者からご報告いたします。

○教育総務課担当課長 報告事項(1)「町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正について」、説明させていただきます。

改正理由は、非常勤嘱託員の勤務評価を実施することに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものでございます。

改正内容は、勤務評価に関する規定を加えます。また、その他文言の整理を行います。施行期日は、2019年4月1日からの適用といたします。

なお、今回実施する勤務評価ですが、2020年度の会計年度任用職員制度の施行に伴い、2019年度に非常勤嘱託員として勤務する職員を引き続き会計年度任用職員として任用できるよう全市で統一的に実施するものでございます。

追加した規定につきましては、2ページの中ほどの第7「勤務評価」の項目でございます。こちらにつきましては市長部局で行っております町田市非常勤嘱託員設置要綱と同じ内容とさせていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(2)について、担当者から報告させていただきます。

○学務課長 報告事項（２）「2019年度町田市立小・中学校の学級編制について」、報告をいたします。

2019年4月7日現在の児童・生徒数により町田市立小・中学校の学級編制を行いましたので、報告をするものでございます。

「小学校（通常の学級）」は、2019年度、2万1,478人、学級数は684学級でございます。昨年度と比較し、426人減、11学級減でございます。

「中学校（通常の学級）」は、2019年度、1万46人、学級数は287学級でございます。昨年度と比較し、182人減、3学級減でございます。

「小学校（特別支援学級・固定学級）」は、児童数486人、70学級、昨年度と比較し、37人増、6学級増でございます。

「中学校（特別支援学級・固定学級）」は、215人、32学級、昨年度と比較し、6人増、1学級増でございます。

下のほうに参考として学級編制の基準を掲載してございます。

1枚おめくりください。通常の学級の小学校、中学校別の一覧表になってございます。

もう1枚おめくりいただきますと、特別支援学級の小学校、中学校の一覧を掲載してございます。

下のほうに、通常学級と特別支援学級の合計の数を掲載しております。小学校は通常学級、特別支援学級を合わせますと、2万1,964人でございます。昨年度と比較し、389人の減でございます。中学校は、通常、特別支援学級を合わせますと、1万261人、176人の減でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。

○八並委員 ご報告ありがとうございます。2枚目の各学校の人数等を見ますと、かなり学校規模の差が生じているなということを感じております。地域の開発等によるものではございますが、その中にあっても、1人1人の児童・生徒が、それぞれの力が発揮できるような教育環境を整えるということで、しっかりと対応していただきたいと思いますと思っております。

また、児童数は、全体としても通常学級の人数等は減ってきているものの、特別支援学級におきましては、それが増加しているということで、よりきめ細やかな対応が必要になってくるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長** そのほか何かございましたらお願いします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（3）について、担当者からご報告いたします。

○**指導室長（兼）指導課長** 報告事項（3）「町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱の一部改正について」、ご報告いたします。

1 「改正理由」でございます。本件は、2015年度に実施しました補助金等及び扶助費見直しにおける検討結果を反映するために、一部改正したものです。

本補助金につきましては、他市の制度と比較して補助金額について検討することが求められました。他市の状況を踏まえ、小学校第5学年のバス1台当たり3万5,000円と、中学校第1学年または第2学年のバス1台当たり6万円の補助金を廃止したものです。

改正内容は、要綱第3の、補助金の交付対象となる児童及び生徒の学年に関する規定から、小学校5年生並びに中学校1年生及び2年生を削除いたしました。また、要綱第8の、補助の制限の例外に関する規定を加えました。このことにつきましては、内容の変更はなく、学務課の就学奨励費等の要綱に合わせたものでございます。

施行期日は2019年4月1日からです。

1枚おめくりいただきまして、今回改正した箇所につきまして、アンダーラインを引いてございます。

報告は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○**八並委員** 補助金が廃止されるということで、保護者の負担がふえてしまうのではないかとこのことを危惧しておりますが、今年度、例えば小学校5年生、また中学校1年生、2年生で実際に行われるようなときに、どのくらいの負担増になるとか、あるいはそのことによって何か影響があるというようなお話は今出ているのでしょうか。

○**指導室長（兼）指導課長** まず保護者の負担額の増加につきましては、あくまでも概算になりますが、小学校5年生では1人当たり約1,000円、中学校のほうでは約1,600円ぐらいの増額になるのではないかと想定しております。また、今回の改定によって行き先等を変更するところはございません。これまでどおりでございます。ただ、中学校におきましては、体験内容を変えていくといった観点から、宿泊場所ですとか、体験内容を変えるという話は聞いてございます。

○**教育長** そのほか何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（４）について、担当者からご報告いたします。

**○指導室長（兼）指導課長** 報告事項（４）「町田市学力向上推進プラン（第３次）の策定について」、ご報告いたします。

本プランの「目的」は、国、都の学力調査の結果から、市内の学力状況を分析し、学力向上推進プランを策定して市内全校で推進するためのものがございます。

「期間」は、2019年度から2021年度までの3カ年となっております。

「主な内容」につきましては、本編を活用しながらご説明をさせていただきたいと思っております。

本編1ページをご覧ください。今回の改定は、小学校が2020年度、中学校が2021年度から学習指導要領が全面実施をされます。「育成を目指す資質・能力」や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、1単位時間、また単元の授業づくりを構築することが学力向上では大切であると考えました。

1ページの下の方の「教育過程の編成」、「教育過程の実施」というところで誤字がありまして、申しわけございません。これにつきましては修正をお願いいたします。修正したものにつきましては、また後ほど委員にお配りさせていただきたいと思っております。

本編の4ページ、5ページをご覧ください。今回「授業をデザインする8つの取組！」を明記いたしました。導入、発問、価値ある対話、振り返りなどの8つの取り組みを、全ての学校の全ての授業で実践していくことこそ学力の向上に資すると思われました。町田市では、今年度、120人を超える新規採用教員がおり、教員経験年数の少ない教員が各学校に多く在職しております。そのためにも、この8つの取り組みをベースに授業を構築できるよう、今後、研修会や各学校への指導助言に活用してまいります。

また、町田市教育プランの学力向上施策に関する工程を本編7ページ以降にお示ししました。町田市教育プラン2019—2023は、学校に配布をされておりますが、全教員1人1人の手元にあるということにはなっておりません。学力向上推進プランにつきましては全教員に配布をいたします。

7ページ以降、8ページ、9ページまでの学力向上に資する取り組みについて、町田市に在職する教員として、施策に対する意識づけ、また今どの位置にあるのかといったことの理解に生かしていきたいと思っております。

特に、8ページの重点事業Ⅰ—1—2「えいごのまちだ推進事業」、重点事業Ⅰ—1—3

「ICTを活用した教育の推進」につきましては、さまざまな場面を通じて各教員の意識啓発を図り、着実な事業推進を通して学力向上に努めてまいります。

最後に、本編10ページでございます。「家庭学習の充実」、「生活習慣・規範意識を身に付ける」、「読書の推進」を示しております。特に家庭学習につきましては、今年度4月に家庭学習の手引きを新たに改定し、小学校1年生から6年生までの全児童に配布をしていきたいと考えております。

町田市学力向上推進プランにつきましては、市内全校の管理職、教職員に配布するとともに、ホームページにも公開してまいります。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 ご説明がありました中で、「授業をデザインする8つの取組」というのは、授業構造とその実践を具体的な手法として示されていることにおいて非常に高い価値があると考えています。8つの視点に従って授業を具体的に組み立てるということが、特に若いとか経験の浅い先生方には、何をどのように、具体的にどうするかということを示すことによって授業を組み立てられるので、効果があるのではないかと期待します。

その中で、2点あるのですが、⑤「構造的な板書」、⑦「思考ツールの活用」について、少し考えを述べさせていただきます。

板書の中に、子どもがとるノート指導にかかわって、リンクをさせる。ともすると、黒板を写すだけのノートになってしまいがちなので、板書を生かしながら、子どもが必要なことは写し、自分の考えや他者の考えをそこに書き込む。子どもにとって板書はノートをまとめたものでもあるわけですから、そういう点で、ノート指導を少し加味していただくのはどうかというふうに考えました。

⑦の思考ツールですけれども、事前に示されているような幾つかのパターンのツールのものが掲載されていますが、それだけ示されますと、どうしてもそれをまねしてしまうとか、それだけを使う。つまり、目的や考えの構成に応じたものというよりは、それをそのまま使ってしまうこともあり得るので、このツールは偏らないように、各学校での指導の思考ツールを編み出すとか、あるいは関連づけることも大切にするような、思考する場面の設定を重視していただければいかがかなと考えました。

以上です。

○指導室長（兼）指導課長 まず板書につきましては、そこに自分の考え、人の考え、学習したことがあらわれるのがノート指導として生きるんだと考えております。ややもすると、まだ板書をしているから、子どもたちが次の活動に移れないということがございますが、そのための板書とか、ノート指導では意味がないと考えております。ノート指導の観点を加えていきたいと考えてございます。

もう1点、思考ツールにつきましては、いつ、どのようなときに、どのような思考ツールを使うことがこの学習において有効なのかということを経験者が模索することが大事であると考えております。そのあたりにつきましては、もう少し明確に教員に示していけるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○森山委員 第3次の町田市学力向上推進プランの策定ですが、非常に内容が明確に示されて、これをこれから実施していく学校、あるいは保護者の方も明確に理解できるのではないかと思います。教員がこれを担うわけですが、その中で、先ほども若手の教員というか、初任者等が非常に多いという課題もございしますが、その点で、研修、研究を定着させるために必要なところかと思えます。

特に6ページに研究指定校、あるいは学力向上重点校ということで明確に示されておりますけれども、恐らく整理をされたのかと思えますが、そことの関係について、学力向上推進プランを進めるに当たっての研究指定校等の役割、もう1つは、研修、研究がこれを進める上で重要になるかと思えますので、そこでの推進プランをどのような形で活用していくのか、研修の中で取り入れていくのかという2点についてお伺いできればと思います。

以上です。

○指導室長（兼）指導課長 まず6ページの「研究指定校と学力向上重点事業について」でございます。今まで町田市教育委員会では、パイロット校とか、学力向上のチャレンジ校、プラスワン校、研究推進校等々、多く指定してきました。町田市の学力をどう上げていくかといった取り組みをしてきたわけですが、少し絞って何かに特化して研究していく必要があるであろうと今回捉えております。そのため、今回指定します研究指定校につきましては、この8つの取り組みをベースとして授業を構築していただき、広く発表また授業公開をしていただきたいと思いますと考えております。

さらに、8つの取り組みの中に「ICT機器の活用」がございます。こちらにつきましては、ICT教育のモデル推進校で先導的に取り組みを進めていく。また、今年度から、

町田発未来型モデル事業も実施をしていきます。そういったところから、授業の中で、各学校に配布をしています Chromebook を活用してどのように授業ができるかといったところを積極的に公開してまいりたいと考えております。

一方、研修についてでございますが、若手教員研修はもとより、研究主任の研修会、さらに指導主事が各学校の校内研究会の講師として招かれているところもございます。さまざまな場面の研修会等で、この8つの取り組みをどう意識づけていくかということが大事でございます。指導法の工夫改善のために、各学校の算数、数学、また英語やT Tで行っています理科の授業等、見に行っておりますが、その際にもこのような内容に照らし合わせて、進め方についての進捗を図り、学校に指導助言をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**教育長** そのほかに何かございましたらお願いします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（5）について、担当者からご報告いたします。

○**生涯学習部次長（兼）生涯学習総務課長** それでは、報告事項（5）「自由民権資料館2019年度企画展『御進発御供日記』刊行記念「町田の八王子千人同心」展の開催について」、報告をさせていただきます。

八王子千人同心は、徳川家康の関東入府直後、広く幕府領支配を任されていた幕府代官頭、大久保長安の支配下にあった旧武田氏・旧北条氏の家臣らを中心にした武家奉公人です。大久保長安は八王子に代官陣屋を構え、千人同心も八王子周辺に居住しました。

千人同心は、通常は農商業に従事する一方、非常時には幕府の直轄軍として動員されました。社会が安定し、戦争のない時期が続くと、次第に軍事力としての役割は薄れ、日光東照宮の火の番が主な職務となり、土着化・百姓化が進んでいきました。

そのような中、江戸時代中期以降、病気や跡継ぎ不在などを理由に、千人同心の権利が株式として売買の対象になりました。町田市域でも千人同心株を購入して、居住地はそのままに八王子千人同心となる家が多数誕生しました。

しかし、泰平の世に暗雲が立ち込めた幕末に至り、本来の軍事力としての役割を果たすこととなります。その代表的な出来事は、将軍家茂が上洛する際のお供や長州征討のための従軍でした。特に長州征討は衝撃的なものだったので、多摩地域には従軍した千人同心らが書き記した日記が数多く残されています。

今回の展示は、そうした日記の1つである小山村小島隆蔵が書き記した日記『御進発御

供日記』の刊行を記念して、町田市域に住んでいた八王子千人同心の家に残る史料を中心に、幕末の千人同心の実態をご紹介します。

開催期間は4月20日（土）から6月2日（日）まで。担当学芸員によるギャラリートークも記載のとおり予定をしております。10連休となります4月27日から5月6日も休まず開館しておりますので、多くの方々にご来館いただければと思います。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（6）について、担当者からご報告いたします。

○図書館長 それでは、報告事項（6）『第8回まちだ図書館まつり』の実施報告について」、ご報告いたします。

まちだ図書館まつりは、子どもや保護者に楽しい場を提供し、図書館や本に親しみを持っていただき、また広くボランティアグループの活動を知ってもらうという目的で開催しております。

第8回を迎えた今回は、おはなしボランティア、読書会など17の団体が、まちだ図書館まつり実行委員会に参加し、2019年3月22日（金）から3月24日（日）の3日間、市立図書館8館と市民文学館ことばらんどを会場に開催いたしました。

オープニングでは4団体が協力して、おはなし、パネルシアター、草笛、草花遊びなど、盛りだくさんの内容を用意いたしました。天候にも恵まれ、59人の子どもたちに楽しんでもらうことができました。

図書館まつり全体では、全館で56のプログラムを実施し、参加者は1,266名でした。なお、プログラムの一覧と参加者数は次ページ以降に記載しております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（7）について、担当者からご報告いたします。

○図書館市民文学館担当課長（町田市民文学館長） それでは、報告事項（7）『世界の果てで生き延びろー芥川賞作家・八木義徳展一』の実施報告について」、報告をさせていた

できます。

本展の開催期間は2019年1月19日から3月17日までの49日間。観覧者数は2,915名でございました。没後20年の節目に当たる町田ゆかりの作家・八木義徳を取り上げ、八木さんの人生に訪れた危機とそこから生まれた作品を紹介し、八木義徳という作家を知ってもらうとともに、観覧者自身の人生を生き抜くヒントを得てもらうという展覧会を開催いたしました。

会期中にはアンケートプレゼントといたしまして、書店での入手は現在困難な八木作品に触れていただくために、本展での初公開の資料になります「宿敵」という小説ですが、こちらを全文掲載した小冊子を配布してございます。

資料といたしましては、八木の出生地は北海道の室蘭ですが、室蘭市さんのほうから約100点の資料を借用いたしまして、私ども市民文学館ことばらんどがっております所蔵の資料と合わせて約200点を展示させていただきました。

関連の事業といたしましては、こちらに記載しておりますとおり、講演会2つ、対談、朗読会、7回にわたります展示解説を行っております。

資料をおめぐりください。広報といたしまして、チラシの配布をいたしました。特に特徴的にはチラシの配布、都内の図書館や大学、あと、かなり昔の作家さんなので、高齢者施設などにも配布をさせていただきました。また、作家ゆかりの場所ということで、特に最後は町田の山崎団地にお住まいでいらっしゃいましたので、山崎団地の名店会さんなどにも重点的に配布をさせていただいたところでございます。

メディア等では、以下のように新聞でもお取り上げいただいたところです。

また、小さい展示ですけれども、出張の展示といたしまして、生涯学習センター、木曾山崎コミュニティセンター、これは山崎団地の中のコミュニティセンターですけれども、こちらや、忠生市民センターのほうでの出張の展示もさせていただいております。

来館者のアンケートの傾向を見させていただきますと、来館者の年代は、70代が28.3%と最も多くて、次いで60代、27.1%となっております。高齢の方が多くいらっしゃったという形ですけれども、40代以下の観覧者数も22%を数えて、没後20年になられますが、20年を数える作家さんを取り上げた展覧会としては幅広い年代に来館いただいたかなと考えております。

今後の課題といたしまして、展示の中身についての来館者の評価は、非常に満足度は高かったのですけれども、来館者の人数が、前年に比較いたしますと、約66%にとどまって

しまったというところがございます。今後はこういう純文学を現代に生きる人々にどのようにアピールすることができるか、そういうテーマの設定や広報ないしは事業の内容等を検討・研究していく必要があると考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 23 分休憩

---

午前 11 時 24 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第 1 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 28 分閉会